



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

本社所在地 大阪市中央区道修町 3 丁目 5 番 11 号
会社名 株式会社 アクセス
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 村上 次 男
(JASDAQ コード番号：4700)
問い合わせ先 取締役スタッフオペレーションズ・テレビジョン統括
部 長 北 博 之
電話番号 (06) 6208-1600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日付で施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則および会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、株主の利便性向上に資するため、変更案第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ② 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面等により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 24 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ③ 会社法第 426 条第 1 項および会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第 28 条(取締役の責任免除)および変更案第 38 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、変更案第 28 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

- ④ 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当社が設置する機関を定めるため、定款第 4 条（機関）を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
- (2) 現状の取締役の員数を勘案し、現行定款を第 15 条に定める 12 名以内から 6 名以内に変更するものであります。
 - (3) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - (4) 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移行新設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
 - (5) 上記の変更、新設に伴い、一部条数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第 1 条 (商 号) 当社は、株式会社アクセスと称し、外国語表示を <u>Accès Co., Ltd.</u> とする。</p>	<p>第 1 条 (商 号) 現行どおり</p>
<p>第 2 条 (目 的) 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 (1) コンピュータソフトウェアの開発及び販売 (2) コンピュータシステムコンサルタント業 (3) コンピュータ及び関連機器の販売 (4) データ入力並びに計算処理の受託とオンラインサービス (5) データベースの作成及び提供業務 (6) 電気通信事業法にもとづく電気通信回線の転売、転貸業 (7) コンピュータ教室の経営 (8) 不動産の賃貸、転貸に関する業務 (9) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>第 2 条 (目 的) 現行どおり</p>
<p>第 3 条 (本 店) 当社は、本店を大阪市中央区に置く。</p>	<p>第 3 条 (本 店) 現行どおり</p>
(新 設)	<p>第 4 条 (機 関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>
<p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第 5 条 (公告の方法) 現行どおり</p>
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>第 5 条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、<u>220,000株</u>とする。</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>220,000株</u>とする。</p>
(新 設)	<p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p>

<p>第 6 条 (自己株式の取得) <u>当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 7 条 (基 準 日) <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿 (実質株主名簿含む。以下同じ。) に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもつて、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 8 条 (名義書換代理人) <u>当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当会社の株主名簿、端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第 8 条 (株主名簿管理人) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>第 9 条 (株式取扱規則) <u>当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第 9 条 (株式取扱規則) <u>当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第 10 条 (招集の時期) <u>当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時にこれを招集する。</u></p>	<p>第 10 条 (招集の時期) <u>当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 11 条 (基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> 2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>

第11条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(新 設)

第12条 (決議方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でおこなう。

2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でおこなう。

第13条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第14条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役及び取締役会

第15条 (員数)

当会社の取締役は、12名以内とする。

第16条 (選任の方法)

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でおこなう。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第12条 (招集権者及び議長)

現行どおり

第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第14条 (決議方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

第15条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 現行どおり

第16条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第17条 (員数)

当会社の取締役は、6名以内とする。

第18条 (選任の方法)

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3. 現行どおり

第17条 (任期)

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

第18条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役、取締役顧問各若干名を定めることができる。

第19条 (招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第20条 (招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第21条 (決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数でおこなう。

(新 設)

第22条 (議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第23条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第19条 (任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第20条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役、取締役顧問各若干名を定めることができる。

第21条 (招集権者及び議長)

現行どおり

第22条 (招集通知)

現行どおり

第23条 (決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第24条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条 (議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第26条 (取締役会規則)

現行どおり

第24条 (取締役の報酬)

取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

第25条 (員数)

当社の監査役は4名以内とする。

第26条 (選任の方法)

監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でおこなう。

第27条 (任期)

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

第28条 (常勤監査役)

監査役は、その互選により常勤監査役を定める。

第29条 (招集通知)

監査役会は、各監査役がこれを招集する。
2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
3. 監査役の全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開くことができる。

第27条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第28条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第29条 (員数)

現行どおり

第30条 (選任の方法)

監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

第31条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条 (常勤監査役)

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

第33条 (招集通知)

現行どおり

第30条 (決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でおこなう。

第31条 (議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

第32条 (監査役会規則)

監査役に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第33条 (報酬)

監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。

(新 設)

第6章 計 算

第34条 (営業年度及び決算期)

当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

(新 設)

第35条 (利益配当金)

利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び毎年3月31日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。

第36条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議により、毎年

第34条 (決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

第35条 (議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第36条 (監査役会規則)

現行どおり

第37条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

第39条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第41条 (剰余金の配当の基準日等)

当社は、期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎

9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び、毎年9月30日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し中間配当をおこなうことができる。

第37条（配当金の除斥期間）

利益配当金及び中間配当金は、株主または端株主が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの利益配当金または中間配当金に対しては利息をつけない。

年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金に対しては利息をつけない。